

児童手当制度改正のお知らせ

— 令和6年10月分(12月支給分)から手当が拡充されます —

大切なお知らせです。必ずご確認ください。

1. 拡充内容

(1) 支給期間が高校生年代まで延長されます

高校生年代には児童1人につき月1万円支給されます。(第3子以降月3万円)。

(2) 第3子以降の支給額が3万円になります

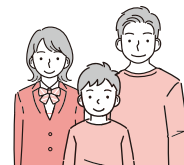
改正前 手当の支給対象は中学3年生まででしたが、児童の人数を数える場合は、18歳年度末(18歳到達後、最初の3月31日)までの子を数え、第3子以降の加算を受けられるのは小学生まででした。

改正後 手当の支給対象は高校生年代までですが、子の人数を数える場合は、保護者に経済的負担がある22歳年度末(22歳到達後、最初の3月31日)までの子を数え、第3子以降の加算は高校生年代まで受けられます。子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある18歳年度末から22歳年度末までの子を監護している場合は「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」の提出が必要です。

児童の年齢	児童1人あたりの手当額	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳から高校生年代	10,000円	30,000円

例

大学生1人 手当対象外 カウント1人目
高校生1人 月額1万円 カウント2人目
小学生1人 月額3万円 カウント3人目
⇒ 3人兄弟の月額合計 4万円



※大学生と表記しているのは、受給者に経済的負担がある18歳年度末以降22歳年度末までの子としてわかりやすく例示しています。

(3) 所得制限が撤廃されます

- ・所得が所得上限限度額以上のため手当が支給対象外だった方は、認定請求書を提出することで手当を受給できます。
- ・手当区分が特例給付(児童1人につき1か月5,000円)だった方は手続き不要で手当が増額されます。

(4) 支給回数が年6回になります

拡充前は支払月の前4ヶ月分を6月、10月、2月の年3回支払っていましたが、令和6年10月分(12月支給分)より、支払月の前2か月分を4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回支払います。

4月支払	2月・3月分	10月支払	8月・9月分
6月支払	4月・5月分	12月支払	10月・11月分
8月支払	6月・7月分	2月支払	12月・1月分

2. お手続きについて

① 「児童手当認定請求書」の提出が必要な方

- ・高校生年代の児童を養育し、現在児童手当を受給していない方
- ・児童の保護者の所得が所得上限限度額以上だったため支給対象外だった方

※児童の保護者のうち生計中心者(所得が高い方)が申請をしてください

※公務員の方は勤務先で手続きしてください。

② 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要な方

- ・子が3人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある18歳年度末から22歳年度末までの子を監護している方。
(※現在、児童手当を受給している方、新規に児童手当を申請する方のどちらも、該当する場合は提出してください。)

裏面もご覧ください

③「額改定認定請求書（増額用）」の提出が必要な方・不要な方

中学生以下の児童と高校生年代の児童を監護している児童手当受給者は、原則手続き不要で令和6年10月分以降の高校生年代分も支給されます。一部手続きが必要な場合がありますので、下記をご確認ください。

【手続きが不要な場合】 **多くの方がこちらに該当します**

- ・ 中学卒業まで児童手当の支給対象だった児童が、高校生年代になって支給対象外になった。
その下に中学生以下の児童がいるので、現在も新潟市から児童手当を受給している。

→高校生年代になった児童について **監護しなくなった届出（額改定届（減額用））を提出していない限り、監護児童として登録していますので、手続き不要で高校生年代分も支給**されます。

【手続きが必要な場合】

- ・ 高校生年代児童について、監護しなくなった届出（額改定届（減額用））を提出した。
→再び監護することになった場合は、額改定認定請求書（増額用）の提出が必要です。
- ・ 上の子が高校生年代になった後に受給者が新潟市に転入してきた場合や、上の子が高校生年代になった後に離婚等をした場合で、下に中学生以下の児童がおり児童手当の認定請求をした際に、児童欄に 高校生年代児童を記入しなかった。
→高校生年代児童分について額改定認定請求書（増額用）の提出が必要です。
※児童欄は「18歳に達する日以後最初の3月31日までの者」を記入していただく欄となっています。

3. 申請方法

下記の「郵送申請先」に郵送で申請してください

	申請書	必要な添付書類
①	児童手当認定請求書	本人確認書類の写し、請求者名義の口座が確認出来るもの（通帳の写し等）、請求者の保険証*の写し
②	監護相当・生計費の負担についての確認書	本人確認書類の写し
③	額改定認定請求書（増額用）	本人確認書類の写し、請求者の保険証*の写し

手続き詳細については新潟市ホームページをご確認ください。



※3歳未満の児童を養育している厚生年金・共済年金加入者で、国民健康保険組合以外に加入している場合、保険証が必要。3歳未満の児童を養育しており、国民健康保険に加入しているが、厚生年金に加入している場合は年金加入証明が必要

- ・ ①と③の手続きは、マイナポータルから電子申請も可能です。（マイナンバーカードが必要です。）
- ・ 申請者と児童が別居している場合は別居監護申立書が必要です。他にも添付書類が必要になる場合があります。

4. 申請期間

- ・ **令和6年9月30日（月）まで**の申請：令和6年12月13日（金）に10月、11月分を支給予定
- ・ **令和7年3月31日（月）まで**の申請：令和6年10月分に遡って順次支給
- ・ **令和7年4月以降**の申請：申請月の翌月分からの支給

※手当を受給出来ない期間が発生しますので、ご注意ください。

郵送申請先・お問い合わせ

新潟市児童手当制度改正事務センター

〒950-0087 新潟市中央区東大通1-3-8 明治安田生命ビル1階

電話：025-288-5787

mail：niigata_jidou@nta.co.jp

受付 午前8時30分から午後5時30分まで
土曜、日曜、祝日を除く

※児童手当制度改正事務センターは新潟市から委託を受けた事業者が運営しています
(令和6年11月1日以降は各区役所 健康福祉課 児童福祉係(担当)にお問い合わせください)